

経営セーフティ共済が 制度改正で更に充実!

Q1. 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、中小企業の連鎖倒産を防ぐ制度とお聞きしました。その概要を教えてください。

A1. 取引先事業者の倒産が原因で、自社の経営悪化の危機に直面してしまつたときに、共済金の貸付けが受けられる制度です。昭和五十三年に発足し、現在約三十万社が加入しています。

この制度の特徴は、
① 掛金の税法上、法人の場合は損金に、個人事業の場合は必要経費に算入できますので節税効果があります。

② 共済金の貸付けは、取引先事業者の倒産（法的整理、私的整理、取引停止処分、災害時における特別事由）の際、掛金総額の十倍まで無担保・無保証人で貸付けが受けられます。また、貸付けの際、加入いただいた企業の財務状況は無審査で、取引先事業者の倒産の事実と売掛金債権等が確認できる資料にて貸付けを行っていることも特徴の一つと言えます。ただし、共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の十分の一に相当する額が掛金総額から控除されます。

③ 解約される場合でも、掛金を十二カ月以上納付すると80%以上、四十九日以上納付すると全額戻ります。（ただし、十二カ月未満の場合は掛け捨てです。）

④ 取引先事業者に倒産が生じなくても、急な資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「一時貸付け」もあります。

加入できる方は中小企業者の方で、一年以上事業を行っていることが条件です。掛金月額額は、五千円から二十万円（五千円さざみ）の範囲内で自由に選択でき、途中で増額・減額も可能です。また掛金を一年分まとめて納付も可能で、この場合、前納減額金が支給されます。

Q2. 制度改正の内容を教えてください。

A2. これまで共済金の貸付けを申請する事由（共済事由）の対象外として取扱っていた私的整理（弁護士や認定司法書士からの支払停止通知があった場合が対象）も平成二十二年七月から貸付けの対象となり、共済事由の拡大が図られました。

更に、近年売掛金債権額が高額化していることもあり中小企業の連鎖倒産リスクが増大化していることを踏まえ、平成二十三年十月からは貸付限度額等の改正が行われました。大規模な改正は昭和六十年以来です。

具体的には、
① 共済金の貸付限度額がこれまでの三千二百万円から八千万円に、積立限度額も三百二十万円から八百万円まで

引き上げられ、売掛金額が多額となる中小企業の方々にも広く加入いただける制度になりました。

② 共済金の返済は、これまでの五年から貸付限度額が引き上げられたことに伴い、貸付金額に応じて五年、六年、七年と償還期間の見直しも行われました。

③ また、共済金を一年以上繰り上げ償還して完済した方に対して早期償還手当金が支給されます。

企業経営には、さまざまなリスクが潜んでいます。経営者はそのリスク回避のために、あらゆる手を尽くすのが責務といえます。自社の発展のため、経営革新（新しい事業の立上げや販路開拓等）に積極的に取り組むにはリスクが伴います。取引先の倒産によるリスクを軽減させるためにも、是非「経営セーフティ共済」をリスクマネジメントの手段の一つと考え加入をご検討ください。

また、東日本大震災ではより多くの企業に制度を利用してもらうため倒産の定義を拡大し、被害が甚大な地域の企業には掛金の納付を延長する特別措置なども行いましたので、既にご加入の皆さまもご確認ください。

【お問い合わせ】

独立行政法人中小企業基盤整備機構

共済相談室

TEL 050・5541・7171

【受付時間】

平日9:00～19:00 土曜9:00～15:00

【回答】

中小機構東北

共済部長 江口 学氏

経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

取引先の突然の倒産！ まさかのときの資金調達先は準備していますか？

加入し、掛金を積み立てておけば…

回収困難となった売掛金（被害額）相当の資金を調達できます。（最高8,000万円まで）

「取引先の倒産」と「商取引の事実」の確認で迅速に貸付実行。

★掛金は損金（必要経費）に算入できます。

●本制度の詳細内容は、パンフレット・ホームページ等を必ずご覧ください。

平成23年10月から改正!

- | | | | |
|--------------|--------------------|---|-------------|
| ① 共済金の貸付限度額 | 3,200万円 | → | 8,000万円 |
| ② 掛金の積立上限額 | 320万円 | → | 800万円 |
| ③ 掛金月額の上限度 | 8万円 | → | 20万円 |
| ④ 共済金の償還期間 | 一律5年 | → | 貸付額に応じて5～7年 |
| | 5,000万円未満 | | 5年 |
| | 5,000万円以上6,500万円未満 | | 6年 |
| | 6,500万円以上8,000万円以下 | | 7年 |
| ⑤ 早期償還手当金の創設 | | | |

共済制度のお申し込みは **仙台商工会議所** 〒980-8414 宮城県仙台市青葉区本町二丁目16-12 TEL. 022-265-8127 FAX. 022-214-8788

制度の運営機関：独立行政法人中小企業基盤整備機構 TEL 050-5541-7171（共済相談室）URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html>